

ふるさと納税令和4年寄附分 ワンストップ特例申請を活用される皆さまへ

1 ワンストップ特例制度とは

確定申告をする必要のない給与所得者等の方が、地方公共団体に寄附する際に

- ① 寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（その他添付書類含む）」を提出し、
 - ② 寄附先団体が、寄附された方の住所地の市町村へ控除申請を代わりに行うことで、
- 寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。控除は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除されます。





2 ワンストップ特例の対象者（次の条件を満たす方）

- (1) ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない方
【対象外の方】 年収 2,000 万円を超える所得者の方や、医療控除等のために確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例の対象外となります。確定申告で寄附金控除を申請してください。
- (2) ふるさと納税による寄附先団体の数が 5 以下である方
※ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が 5 団体までです。

3 ワンストップ特例申請に必要な書類

- (1) 申請には、次の「**申請書**」と「**添付資料**」が必要となります。
 - ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（申請書は、市 WEB サイトよりダウンロードできます）
 - ② 添付資料（「個人番号確認書類の写し」と「本人確認書類の写し」（同封の申請書裏面の台紙に貼付ください。）
 - ③ 書類送付の際は、返信用封筒をご活用の上、お送りください。なお、切手を貼る必要はありません。
- (2) 提出期限 **令和 5 年 1 月 10 日（必着） ※ 1 月 7 日までのご投函をお願いします。**
- (3) 提出先 **住所／〒 891-2112 鹿児島県垂水市本城 3705 番地 2**
宛先／垂水市ふるさと納税コールセンター

※添付資料（「個人番号確認書類の写し」と「本人確認書類の写し」）の提出組み合わせ例

	番号確認用		身元確認用
1	「個人番号カード」の写し1枚(裏) 	+	「個人番号カード」の写し1枚(表) 
2	通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し 	+	次のうちいずれかの写しを1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの) ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
3	通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し 	+	次のうちいずれかの写しを2点 ・公的医療保険の被保険者証(健康保険証) ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

